平成２９年（フ）第２６５号
堺市東区日置荘西町７丁33番６－203号
債務者　溝越　昇太
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
大阪府高石市加茂２丁目７番21号
債務者　田中　龍士
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
堺市南区槇塚台１丁10番18－1301号
債務者　山之内雅子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
堺市美原区真福寺167番地４、前住所大阪市浪速区難波中３丁目16番18－1001号
債務者　正谷　知子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
堺市美原区北余部西２丁目１番１－204号
債務者　大下　春美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
堺市堺区中之町西３丁２番10－301号、前住所堺市堺区三宝町３丁164番地　三宝町コーポ８号
債務者　唄　　知慶
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
堺市北区中百舌鳥町６丁962番地　岡田マンション102号
債務者　國元　昌広
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
堺市堺区海山町４丁167番地48
債務者　志治　和惠
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４３号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目16番８－205号
債務者　上田　紀子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４７号
大阪府柏原市清州１丁目４番18号、前住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目２番29号
債務者　酒井　　潤
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
大阪府羽曳野市西浦３丁目10番14号、前住所大阪府羽曳野市古市７丁目９番11号
債務者　ナイトアモーレこと　阪倉　禮子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
大阪府松原市高見の里６丁目17番16号
債務者　寺島　文江（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
大阪府藤井寺市津堂１丁目10番20号
債務者　亀井　祥光
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
大阪府柏原市円明町14番２－103号　円明府営住宅
債務者　八田富士夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
堺市南区土佐屋台1592番地　泉ヶ丘アイビースクエア111号、前住所堺市南区晴美台１丁29番11－104号
債務者　西山　夏美
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
堺市堺区高砂町１丁１番地８　エムワイ高砂マンション201号
債務者　田中　　明
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
堺市東区北野田319番地６　八木文化１Ｆ、前住所堺市中区福田413番地２　４－103号
債務者　岡　　睦夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係